二十九　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条の二第一項（同法第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の三第一項（同法第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第百六条第一項、第百十三条並びに第百十四条第一項及び第二項

三十　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十九条第一項から第四項まで、同条第六項及び第七項、第七十条第三項、第七十六条の七第二項並びに第七十六条の八第一項

三十一　児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第二十九条第一項及び第二項

三十二　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第十三項

三十三　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第二十二条第一項（同法第三十一条の七第四項及び第三十三条第五項において準用する場合を含む。）

三十四　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三十六条第一項及び第二項

三十五　柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二十一条第一項

三十六　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十一条第一項及び第十二条の五第一項

三十七　有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十二号）第七条第一項

三十八　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条第一項及び第二項、第七十二条第一項（同法第七十四条第十項、第七十五条第七項、第七十六条第六項及び第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第八十一条第一項（同法第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、第百三十四条第一項及び第二項（国民健康保険法附則第十六条において準用する場合を含む。）、第百三十七条第二項並びに第百五十二条第一項（同法附則第十九条において準用する場合を含む。）

三十九　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第三十八条第一項及び第二項

四十　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十四条第一項及び第二項、第四十二条第四項、第四十五条第八項、第四十七条第四項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第四項、第六十九条の二十二第二項、第六十九条の三十第一項（同法第六十九条の三十三第二項において準用する場合を含む。）、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第百条第一項、第百十四条の二第一項、第百十五条の七第一項、第百十五条の十七第一項、第百十五条の二十七第一項、第百十五条の三十三第一項、第百十五条の四十第一項（同法第百十五条の四十二第三項において準用する場合を含む。）、第百七十二条第一項、第百九十七条第四項並びに第二百二条第一項

四十一　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第二十四条第一項及び第二項、第四十二条第三項、第四十九条第三項、第五十四条第三項、第七十六条第一項、第百十二条第一項、第百十五条の七第一項並びに第百十五条の三十三第一項

四十二　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十五条第一項及び第十七項（これらの規定を同法第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び同法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）、第十五条の二第一項（同法第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び同法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）、第十五条の三第一項及び第二項（これらの規定を同法第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合及び同法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。）、第三十五条第一項（同法第七条第一項の規定に基づく政令において準用する場合、同法第三十五条第五項において準用する場合、同法第四十四条の四第一項の規定に基づく政令において適用する場合及び同法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合に限る。）並びに第五十条第十項

四十三　健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十四条第一項及び第三十八条第一項

四十四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第九条第一項、第十条第一項、第十一条第一項及び第二項、第四十八条第一項、第五十一条の三第一項、第五十一条の二十七第一項及び第二項、第五十一条の三十二第一項、第六十六条第一項、第八十一条第一項並びに第八十五条第一項

四十五　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第二十一条第一項

四十六　国家戦略特別区域法第十三条第九項

四十七　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十一条第一項及び第三十五条第一項

四十八　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第三十九条第二項

四十九　健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第二条第五項及び第三条第三項

五十　食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十三条第一項

五十一　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成三年政令第五十二号）第二十条第一項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（大麻取締法施行規則等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「（１年間有効）」を「有効期間　　年　　月　　日から　　日まで」に改める。

一　大麻取締法施行規則（昭和二十三年厚生省農林省令第一号）別記第四号様式

二　覚醒剤取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十号）別記第二十号様式